証券コード　3302
平成29年３月10日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋二丁目１番10号
帝国繊維株式会社
代表取締役会長　飯田　時章

# 第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第91期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月29日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成29年３月30日（木曜日）午前10時
**２．場　　所**　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
（八重洲ファーストフィナンシャルビル３階）
ベルサール八重洲　ＲＯＯＭ１・２・３
**３．目的事項**
**報告事項**　１．第91期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第91期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役９名選任の件
**第３号議案**　役員賞与支給の件
**第４号議案**　取締役および監査役報酬枠変更の件
**第５号議案**　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以　上

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.teisen.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

なお、監査報告書を作成するに際して監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.teisen.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎株主優待制度の導入に伴い、株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を併せて図る方針です。第91期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は785,372,100円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年３月31日といたしたいと存じます。

**第２号議案**　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 飯田時章（いいだときあき）<br>（昭和10年６月10日） | 昭和33年４月　㈱富士銀行入社<br>昭和62年６月　同行取締役検査部長<br>平成元年６月　同行常任監査役<br>平成３年６月　日本抵当証券㈱専務取締役<br>平成５年３月　当社取締役副社長<br>平成７年３月　当社代表取締役社長<br>平成24年３月　当社代表取締役会長ＣＥＯ<br>（現在に至る） | 106,100株 |
| 2 | 白岩強（しらいわつよし）<br>（昭和21年９月25日） | 昭和44年４月　㈱富士銀行入社<br>平成２年５月　同行北九州支店長<br>平成４年６月　当社理事<br>平成５年４月　当社理事管理部門長<br>平成10年４月　当社理事管理部門長兼官特需部門長<br>平成11年３月　当社取締役管理部門長兼官特需部門長<br>平成13年３月　当社常務取締役<br>平成15年４月　当社専務取締役<br>平成19年２月　当社取締役副社長<br>平成24年３月　当社代表取締役社長ＣＯＯ<br>（現在に至る） | 77,900株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 長谷川 芳春<br>(昭和28年3月10日) | 昭和50年４月　㈱富士銀行入社<br>平成16年４月　㈱みずほコーポレート銀行<br>執行役員大手町営業第二部長<br>平成16年６月　同行執行役員営業第十一部長<br>平成18年６月　みずほインベスターズ証券㈱<br>代表取締役副社長<br>平成23年１月　同社顧問<br>平成23年２月　当社顧問<br>平成23年３月　当社常務取締役<br>経営企画全般<br>生産技術部・鹿沼工場担当<br>特命による防災事業営業<br>（現在に至る） | 7,200株 |
| 4 | 香山 学<br>(昭和24年6月25日) | 昭和48年４月　当社入社<br>平成４年８月　当社繊維製品部長<br>平成５年４月　当社ユニホーム部長<br>平成７年４月　当社繊維資材部長<br>平成11年３月　当社取締役繊維部門長<br>平成19年２月　当社常務取締役<br>繊維事業全般<br>繊維営業部長<br>（現在に至る） | 35,500株 |
| 5 | 桝谷 徹<br>(昭和23年7月26日) | 昭和50年４月　当社入社<br>平成11年４月　当社防災統括部長<br>平成16年４月　当社理事<br>平成19年３月　当社取締役防災統括部長<br>平成27年３月　当社常務取締役<br>防災事業全般<br>防災統括部長<br>（現在に至る） | 13,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 6 | 小田原 芳樹<br>(昭和23年7月31日) | 昭和47年４月　㈱富士銀行入社<br>平成10年６月　同行業務渉外部長<br>平成13年６月　同行人事部本店審議役<br>平成13年12月　当社理事<br>平成14年11月　当社防災部門長補佐<br>兼防災開発部長<br>平成16年３月　当社取締役防災部門長補佐<br>兼防災開発部長<br>平成19年２月　当社取締役防災開発部長<br>（現在に至る） | 26,200株 |
| 7 | ※<br>片野 恭秀<br>(昭和37年４月７日) | 昭和62年４月　㈱日本交通公社（現　㈱ＪＴＢ）入社<br>平成13年３月　菱相自動車工業㈱入社（国際業務担当）<br>平成17年５月　当社入社　防災開発部次長（海外商材開発担当）<br>平成22年４月　当社防災開発部部付部長<br>（現在に至る） | 1,700株 |
| 8 | ※<br>中尾 徹<br>(昭和41年７月11日) | 平成２年４月　当社入社<br>平成８年５月　帝商㈱　出向<br>平成22年４月　同社防災部長<br>平成23年３月　同社取締役防災部長<br>平成26年３月　当社防災統括部部付部長<br>（現在に至る） | 9,000株 |
| 9 | 髙木 裕康<br>(昭和36年５月11日) | 昭和63年４月　弁護士登録<br>東京丸の内法律事務所入所<br>平成９年１月　同事務所　パートナー<br>平成27年３月　当社社外取締役<br>（現在に至る） | －　株 |

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．※印は、新任候補者であります。
3．社外取締役候補者である髙木裕康氏以外の候補者を取締役候補者とした理由は、略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）欄に記載のそれぞれの経歴によって培われてきた見識と専門知識、積み上げられた経験により、当社の企業価値の向上に貢献することが期待できると判断したことによるものです。
4．髙木裕康氏は、社外取締役候補者であり、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5．髙木裕康氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な実務経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、平成27年の就任以降、取締役会の適正な意思決定の確保等の社外取締役の職務を適切に遂行いただいていることによるものです。同氏の当社における社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
6．髙木裕康氏の選任が承認された場合には、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする契約を継続する予定であります。

**第３号議案**　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役８名（社外取締役を除く）および監査役３名に対し、業績等を勘案し、役員賞与を総額88百万円（取締役分82百万円、監査役分６百万円）支給することといたしたいと存じます。

**第４号議案**　取締役および監査役報酬枠変更の件

当社の取締役および監査役の報酬枠は、取締役については、平成22年３月25日開催の第84期定時株主総会において月額45百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）、監査役については、昭和58年３月30日開催の第57期定時株主総会において月額２百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、従来、報酬枠とは別に支給しておりました賞与を報酬枠内で支給するため、取締役および監査役の報酬を年額枠に変更させていただきたいと存じます。

報酬枠につきましては、第92期事業年度より、賞与を含めた報酬として、取締役の報酬枠を年額600百万円以内（うち社外取締役分６百万円以内）、監査役の報酬枠を年額40百万円以内に変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬枠には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、これらの報酬枠には、平成25年３月28日開催の第87期定時株主総会において、新株予約権100個（普通株式100,000株）に１個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とするとの決議をいただいておりますストック・オプションに係る報酬額は含まないものといたします。

現在の取締役は９名、監査役は３名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されましても、現行どおり取締役は９名（うち社外取締役１名）、監査役は３名となります。

**第５号議案**　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年３月30日開催の第85期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」につき、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、内容を一部変更の上、平成26年３月27日開催の第88期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております（継続後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます）が、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。当社では、第88期定時株主総会においてご承認をいただいた後も、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上させる取り組みの一つとして、本対応方針の継続の是非につき検討してまいりました。その結果、本年２月13日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、平成32年３月開催予定の当社定時株主総会終結の時までを有効期限として、本対応方針を継続することを決定いたしました。

つきましては、本対応方針の継続について、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

「Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「Ⅱ．基本方針の実現に資する取組み」、「Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）」および「Ⅳ．対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと」については、次ページ以降に記載のとおりであります。

記

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。そして、当社の株主の在り方について、当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

なお、平成28年12月31日現在の大株主の状況は、別紙１のとおりです。

Ⅱ．基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時から受け継がれた「社会の安全と生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、戦前は製麻事業を中心に広く国家的貢献を果たし、また、近時は総合防災事業とリネン事業という２つの価値ある事業を通じて、1世紀以上に亘り、社会・国民の安心・安全と良質な生活文化の向上に貢献してまいりました。

当社は、これらの事業活動を通じて、「一味ちがった優れた企業」「発展し成長を続ける企業」「社会や公共に大きく貢献する企業」の実現を目指しており、企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題として認識しております。

【中期経営計画】

平成26年度からスタートした第三次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2016」では、「大規模災害への備えは社会の急務　我々はその事業をもって　役割を完遂しよう！」を目標に、

１．大規模災害への十全な対応を用意する
２．基幹産業分野に確固たる営業基盤を確立する
３．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
４．当社事業の基盤である足元の事業を固め、更に磨きあげる

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、原子力発電所など基幹産業向け民需防災市場の裾野が大きく拡がり、これまでの「官需防災」に加え「民需防災」が当社防災事業の大きな柱に成長したほか、テロ対策などのセキュリティに係る新たな市場開拓が進みました。また、基盤事業である消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の４事業分野におきましても、将来に向けて期待の持てる力強い進展がそれぞれに見られるなど、「総合防災企業」として、当社の事業基盤は内容・強み・厚みとも、かつてないほど強固なものになってまいりました。

平成29年度からスタートする第四次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2019」では、

≪　災害の多発化・激甚化に備え
先進的防災事業を確立
社会や事業の安心・安全に貢献する！　≫

を目標に、以下のテーマを推進してまいります。

1．重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
2．基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
3．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
4．セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
5．当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨き上げる
（1）消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の
４事業分野で確固たる業界№１の地位を確立する
（2）水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める
6．収益力の持続的強化を目指す

東日本大震災の教訓を踏まえた「国土強靭化基本計画」策定を機に、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた様々な施策が実施に移され、今まさに官民挙げての「防災の時代」を迎えています。東日本大震災や原子力災害からの復興・再生が新たなステージに入ったと言われ、３年後には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されている今日、大規模自然災害のみならず、テロなど特殊災害にも対応する当社事業の持つ社会性・公共性はますます重要になってきております。その意味で、当社の事業基盤を広く強固にすることこそ当社に課せられた社会的使命・役割を果たす道であるとの認識のもと、引き続き当社は、その事業をもって、社会に貢献してまいります。

【コーポレートガバナンス（企業統治）の推進】

当社は、環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築・維持を経営上の重要な課題としており、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、法令・倫理の遵守、経営の透明性の向

上、経営監督機能の強化など、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実が持続的に企業価値を高めることにつながるとの基本認識のもと、取締役会・監査役会ともども、その役割を果たしてまいる所存です。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

１．本対応方針の目的

本対応方針は、前記Ⅰに述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため当社は、本対応方針において、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を定めております。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報を提供するものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

以上のような本対応方針の目的及び効果を踏まえ、当社は、後記６．（１）のとおり、本株主総会で承認されることを条件として本対応方針を継続することといたしました。

２．本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針の対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社の株券等（注３）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）とします。

注１：特定株主グループとは、

（ⅰ） 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

（ⅱ） 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注２：議決権割合とは、

（ⅰ） 特定株主グループが注１の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は、

（ⅱ） 特定株主グループが注１の（ⅱ）の記載の場合は、当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等又は同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

３．大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

（１）意向表明書の提出及び大規模買付情報の提供

ア　意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

大規模買付情報の内容は、大規模買付行為の内容及び態様によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「意向表明書」を日本語でご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

イ　大規模買付情報の提供

当社は、前記アの意向表明書の受領後20営業日以内に、大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は、当該リストにしたがい、大規模買付情報（外国語による情報については当該情報にその日本語訳を添付したもの）を当社に提供することとします。当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会又は後記（３）の特別委員会が考える場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。また、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報の提供が完了した事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された大規模買付情報については、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

① 大規模買付者及び特定株主グループの概要（事業内容、資本構成、設立準拠法、当社及び当社グループ（以下「当社ら」といいます）の事業と同種事業についての経験の有無を含む）

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の種類・価額、買付けの時期・方法その他の買付条件及びその適法性、関連する取引の仕組み、並びに買付け及び関連する取引の実現可能性を含む）

③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容

④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（資金の供与者の名称その他の概要、調達方法、関連する取引を含む）

⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社らの経営方針、事業計画、当社らの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社らの企業価値を向上させる根拠

⑥ 当社らの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社らとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から、当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める大規模買付情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、後記（2）の当社取締役会による評価検討を開始します。

（2）当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後（追加で大規模買付情報が提供された場合には当該追加の提供を完了した後）、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として確保されるべきものとします。但し、後記（3）の特別委員会の評価・検討期間が延長された場合には、特別委員会の勧告を受けて、延長された期間と同一期間を上限に延長することがありますが、その場合にはその旨公表いたします。そして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

（3）特別委員会の関与

ア　特別委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続の進行が行われたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合で当社企業価値及び当社株主共同の利益を守るために適切と考える一定の対抗措置を執るか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行うことになりますが、その判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会に係る規程の概要につきましては、別紙２をご参照ください。

特別委員会の委員は、３名以上とし、社外取締役、社外監査役、社外有識者（取締役又は執行役として経営経験豊富な者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者など）の中から選任されるものとします。現在の特別委員会委員である、社外監査役の角　秀洋氏、補欠監査役の上浦種彦氏、杉本幸孝氏は、本対応方針継続後も引き続き特別委員会委員として就任する予定です（略歴は、別紙３に記載のとおりです）。

イ　特別委員会の権限

特別委員会は、大規模買付者に対し、提供された情報の内容が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するよう当社取締役会を通して求めることができます。

また、特別委員会は、当社取締役会からの対抗措置の発動の是非についての諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日まで（取締役会評価期間中の期間とし、以下「特別委員会検討期間」といいます）に、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見をとりまとめ、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、特別委員会が特別委員会検討期間満了時までに、対抗措置の発動の是非につき勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、大規模買付行為の内容の検討、当該大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる30日を上限とする合理的な範囲内で、当該評価・検討期間を延長できるものとします（この延長がなされた場合には、前記（２）のとおり、取締役会評価期間も当該延長された期間を上限に延長することがあります）。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動の決議を行います。

４．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合で、かつ当社の企業価値又は株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当ての実施等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます）を執り、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

当社取締役会が具体的な対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合の概要は、別紙４「新株予約権無償割当ての概要」のとおりとします。また、その場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。具体的には、大規模買付者及び特定株主グループに属さないことを行使条件とし、当社が大規模買付者及び特定株主グループに属さない者から当社株式と引き換えに取得できることを内容とする新株予約権を、大規模買付者が出現した後の一定の時点のすべての株主に対して無償にて割り当てます。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記（1）と同様の対抗措置を執ることがあります。具体的には、以下の①から⑨の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の買付けを行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者や特定株主グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っていると判断される場合

③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者や特定株主グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っていると判断される場合

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っていると判断される場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の種類・価額、買付の時期・方法その他の買付条件及びその適法性、関連する取引の仕組み、並びに買付け及び関連する取引の実現可能性を含むがこれらに限らない）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない）

⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、あるいは、当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

⑧ 買付けが行われる時点での法令等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある買付け等であると明らかに認められている買付けと判断される場合

⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

（3）対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、前記（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。一方、前記（2）に記載のとおり例外的に対抗措置を執る場合、及び前記（1）に記載のとおり対抗措置を執る場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を執るか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

（4）対抗措置発動の停止等について

前記（3）において、当社取締役会が対抗措置を執ることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、又は新株予約権無償割当てが行われた後においても、その後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、行使期間開始日までの間は、特別委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当て等の中止、又は新株予約権無償割当て後において、無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5．株主及び投資家の皆様に与える影響及び必要となる手続

（1）大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルール

の設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記４において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（２）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記の対抗措置を執ることがありますが、当社取締役会が対抗措置を執ることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置の発動時においても、大規模買付者及び特定株主グループに属する株主以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権無償割当てを行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続を取ることにより、大規模買付者及び特定株主グループに属する株主以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになりますので格別の不利益は発生しません。また、特別委員会の勧告を受けて、前記４（４）にしたがい、当社取締役会が当該新株予約権無償割当ての中止又は割当てた新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者や特定株主グループについては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が執られることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないよう予め注意を喚起するものです。

（３）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また、当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、当社は、新株予約権の取得に先立ち、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様ご自身が大規模買付者及び特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

対抗措置の発動に際しての手続の詳細については、実際に対抗措置を発動することとなった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則等に基づき開示いたします。

6．本対応方針の適用開始、有効期限、廃止及び変更

（1）本対応方針は、平成29年３月開催予定の本株主総会における承認を条件として継続することとし、有効期間は、平成32年３月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。今後の本対応方針の継続についても、今回の本対応方針の継続と同様に、当社の定時株主総会の承認を得ることとします。

（2）本対応方針は、前記（1）の有効期間中であっても、当社定時株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は、当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

（3）当社取締役会においては、会社法関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値及び当社株主共同の利益の維持及び向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直して参りたいと思います。本対応方針の変更については、法令等の改正に伴う軽微な変更を除き、速やかに株主の皆様にお知らせします。

## Ⅳ．対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

（2）対抗措置の客観的発動条件の設定

当社の大規模買付行為に対する対抗措置は、後記（4）の特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

（3）株主意思の重視

当社は、大規模買付ルールの制定について株主総会において株主の皆様のご承認をいただいており、また、大規模買付けルールの継続について、前記Ⅲ６（1）に記載のとおり、平成29年３月開催予定の本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことで、株主の皆様のご意向を反映するようにしております。また、今後の大規模買付ルールの継続につきましても、前記Ⅲ６（1）に記載のとおり、一定の期間ごとに株主総会に議案を提出し、株主の皆様にお諮りする予定であります。

（4）第三者専門家の意見の重視と情報開示

前記Ⅲ３（３）のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益に与える影響を検討するものとします。

当社取締役会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（5）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記Ⅲ６に記載したとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

以　上

（別紙１）

当社株式の状況（平成28年12月31日現在）

１．発行可能株式総数　97,600,000株
２．発行済株式の総数　27,121,400株
３．株主数　13,213名
４．大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,587千株 | 6.06% |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,295 | 4.94 |
| 丸紅株式会社 | 1,200 | 4.58 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,000 | 3.81 |
| ヒューリック株式会社 | 936 | 3.57 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 850 | 3.24 |
| 西松建設株式会社 | 800 | 3.05 |
| 株式会社モリタホールディングス | 790 | 3.01 |
| ビービーエイチ　フイデリテイ　ピユーリタン　フイデリテイ シリーズ　イントリンシツク　オポチユニテイズ　フアンド | 785 | 2.99 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 598 | 2.28 |

（注）１．持株数は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下を、切り捨てて表示しております。
２．当社は自己株式942,330株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
３．持株比率は自己株式(942,330株)を控除して計算しております。

以　上

（別紙２）

特別委員会規程の概要

１．設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

２．構成員

特別委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役、社外有識者（取締役又は執行役として経営経験豊富な者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者など）の３名以上で構成される。

３．任期

特別委員会の委員の任期は、当社取締役会の決議によって定める。

４．決議要件

特別委員会の決議は、特別委員の過半数が出席し、その３分の２以上をもってこれを行うものとする。

５．決議事項

特別委員会は、原則として、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載された事項について決定し、理由を付してその決定の内容を当社取締役会に勧告するものとする。なお、特別委員は、当該決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

① 大規模買付者及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報と提供期限
② 取締役会評価期間及び特別委員会検討期間の延長
③ 大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か
④ 対抗措置の発動・停止等
⑤ 本対応方針の変更
⑥ その他本対応方針に関連し、当社取締役会が諮問した事項

6．専門家等の助言

特別委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以　上

（別紙３）

特別委員会の委員の略歴

本対応方針における特別委員会の委員は、引き続き以下の３名を予定しています。

角　　秀　洋
昭和55年４月　　安田火災海上保険㈱入社
平成22年６月　　㈱損害保険ジャパン取締役常務執行役員
平成24年４月　　同社取締役常務執行役員静岡本部長兼中部本部長
平成25年４月　　同社取締役常務執行役員中部本部長
　　日本興亜損害保険㈱常務執行役員中部本部長（兼務）
平成26年４月　　損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱（現　ＳＯＭＰＯリスケアマネジメント㈱）代表取締役社長
平成27年３月　　当社社外監査役（現任）
平成28年６月　　㈱メッセージ（現　ＳＯＭＰＯケアメッセージ㈱）代表取締役会長（現任）
平成28年７月　　ＳＯＭＰＯケア㈱社外取締役（現任）
当社は、角　秀洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

上　浦　種　彦
昭和33年４月　　㈱富士銀行入社
平成元年２月　　同行取締役小舟町支店長
平成３年３月　　昭栄㈱（現　ヒューリック㈱）代表取締役社長
平成13年３月　　同社代表取締役会長
平成17年３月　　同社相談役
平成19年３月　　同社顧問
平成19年３月　　当社補欠監査役（現任）

杉　本　幸　孝
昭和39年４月　　弁護士登録
昭和49年４月　　杉本・柳川・奥山法律事務所開設
昭和60年10月　　東京丸の内法律事務所開設　代表
平成18年12月　　杉本法律事務所開設　代表（現任）

以　上

（別紙４）

新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める割当てについての基準日（以下「割当基準日」という）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき２個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数は１株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める割当基準日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権取得については、当社取締役会の承認を要することとする。

６．新株予約権の行使条件・取得条項

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。以下「新株予約権の行使が認められない者」という）に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。また、この行使条件のために新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき１株を交付することができる旨の条項を定めることがあり、当該取得に関する条項は、当社取締役会にて別途定めるものとする。

７．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以　上

提　供　書　面

# 事　業　報　告（平成28年１月１日から 平成28年12月31日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### ⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な経済・金融政策を背景に、企業業績や雇用環境など緩やかな回復が続きましたが、海外経済における不確実性の高まりなどもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

防災事業の分野では、首都直下地震や南海トラフ地震など、これまでにない大規模災害の発生が懸念されるなかで、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた様々な国土強靭化施策が実施される一方、全国各地では頻発する地震や台風による甚大な被害が発生しています。また、昨今の異常気象に端を発した集中豪雨や市街地での大規模火災など多発化・激甚化する災害への対応や東京オリンピック・パラリンピックを見据えたテロなど特殊災害への対応が迫られるなど、今まさに「防災の時代」を迎えています。

繊維事業の分野では、当社の事業分野である耐熱、耐切創、高強力など優れた機能を特徴とする高機能繊維につきましては、防護服・産業資材とも市場は持ち直しつつあります。

こうした経営環境のもとで、当社グループは、平成26年度よりスタートした中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2016」では、「大規模災害への備えは社会の急務　我々はその事業をもって　役割を完遂しよう！」を目標に掲げ、

１．大規模災害への十全な対応を用意する
２．基幹産業分野に確固たる営業基盤を確立する
３．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
４．当社事業の基盤である足元の事業を固め、更に磨きあげる

など、さまざまなテーマに取り組んでまいりました。この間、当社防災事業の裾野は飛躍的に拡がり、消防など官需防災分野における装備拡充・高度化に向けた新たなニーズへの対応のほか、原子力発電所など基幹産業を中心とした民需防災分野における防災・減災対策、更には空港など重要施設のセキュリティ強化対策への応需などが業績伸展に大きく貢献しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は250億５千８百万円、営業利益は33億３千７百万円、経常利益は36億８千３百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は23億９千２百万円と、官民挙げての防災・減災対策が実施されるなかで、着実な業績を挙げることができました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりです。

防災事業

防災事業では、エネルギー・産業基盤災害向け防災特殊車輌、救助工作車、空港用化学消防車のほか、防火衣や民間企業向け防護服などが業績を牽引しましたが、売上を見込んでおりました民間企業向け大口案件のずれ込みや、官公庁向け補正予算対応案件が次年度へ繰り越されたことなどから、売上高で189億９千１百万円と前期に比べ15億７百万円減少しました。

この数年、当社の事業は、これまでの消防防災を中心とした官需防災分野に加え、当社の提案した緊急時・非常時冷却システムが各電力会社の原子力発電所に幅広く採用されたことから、原子力発電所向けビジネスが大きく伸展したほか、重要施設向けセキュリティビジネス、基幹産業の自主防災に係るビジネスなど「民需・産業防災」の分野においても大きく拡がりました。

東日本大震災や原子力災害からの復興・再生が新たなステージに入ったと言われ、３年後には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されている今日、大規模自然災害のみならず、テロなど特殊災害にも対応する当社事業の持つ社会性・公共性はますます重きを成すこととなります。

当社グループは、総合防災事業の充実・拡大を通して、その社会的使命と責任を果たしてまいります。

繊維事業

繊維事業では、民間企業向けの資材用難燃生地や防護衣料用生地は売上を伸ばしましたが、官公庁向け繊維資材の落ち込みなどもあり、売上高で55億３千３百万円と前期に比べ11億８千８百万円減少しました。

なお創業以来の事業であるリネン（麻）につきましては、素材ビジネスの拡充に努めてまいります。

不動産賃貸事業・その他

不動産賃貸事業・その他では、不動産賃貸事業は順調に推移しておりますが、その他事業に含まれておりました遊技場の経営を平成27年６月末をもって中止したことから、売上高で５億３千３百万円と前期に比べ５千２百万円の減少となりました。

⑵ **設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資の総額は２億３千２百万円で、主として鹿沼工場のホース生産設備の増強と販促用機材の購入などを行いました。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

⑶ **対処すべき課題**

今年度（平成29年度）から始まる第四次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2019」では

≪　災害の多発化・激甚化に備え
**先進的防災事業を確立**
社会や事業の安心・安全に貢献する！　≫

を目標に、以下のテーマを推進してまいります。

１．重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
２．基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
３．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
４．セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
５．当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる
（１）消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の
４事業分野で確固たる業界№１の地位を確立する
（２）水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める
６．収益力の持続的強化を目指す

具体的に、当社グループが取り組む主要なテーマは下記のとおりです。

【重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する】

原子力発電所向けに当社が提案した緊急時・非常時冷却システムは、原子力発電所に係る不測の事故に対応した「安全対策の最後の砦」として幅広く採用され、その安全操業、更には国のエネルギー政策の基盤形成に大きく貢献しています。

原子力発電所の防災対応は、原子力規制委員会のシビアアクシデント（過酷事故）規制に準拠した厳格な品質管理、新規制基準や各種性能試験への対応など、高度の知識・技術が求められており、当社は、これまで培った専門知識・ノウハウや現場経験を最大限に生かし、原子力発電所に関わる強固な防災体制作りに貢献してまいります。

【基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する】
　大規模自然災害やテロなど特殊災害から自らを守り、その機能を維持するための自助の諸対策が焦眉の課題となっています。大規模自然災害等の発生に伴う既存消防インフラの崩壊などによる基幹産業への影響を最小限に止め、その生産設備・生産能力を守り、サプライチェーンを維持するなど、基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献してまいります。

【公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する】
　災害へのファーストレスポンダーである全国自治体消防に加え、広域かつ大規模な災害に対応する警察・自衛隊など公的組織の防災対応力強化と装備の充実は、今後予想される大規模災害に備える社会の強い要請です。これら公的組織は、国民を救う最後の砦であり、その災害対応力を強化し、効率的かつ大規模に運用できる装備の充実に協力し、適切な装備などを開発・提供することは、当社事業の大きな社会的使命と考えています。

【セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する】
　観光立国政策に伴うかつてない外国人観光客の増加、東京オリンピック・パラリンピックの開催および国際政治情勢の変化を背景に懸念されるテロなど特殊災害への対応は必須の対策であり、その対象も原子力発電所・空港・駅などの重要施設、商業施設、物流拠点など極めて広範に亘ります。万全なセキュリティ対策の構築に向けて、検知・防護・除染・監視の４分野を対象とした最新かつ最適な商材・対策を提案してまいります。

【当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる】
　市町村消防の広域化、緊急消防援助隊の増設と機動力強化、地域防災力の中核を担う消防団の装備充実など、多発化・激甚化する災害に備えるための消防の防災対応力強化が進んでいます。消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の４事業分野において、技術・人・商材を磨きあげ、確固たる業界№１の地位を目指します。
　就中、“水害”への対策が消防防災の重要な分野になっている今日、多目的の消防車輌や水防に係る新商材など、水害に備える消防防災の基本装備を刷新する大型商材を開発・提案してまいります。

　当社グループは、防災事業の社会的使命と責任をしっかりと受け止め、創業以来の社是である「社会の安全と生活文化の向上」への貢献を通じて、その負託に応えてまいります。

　何卒株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

### ⑷ 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区分 | 第88期<br>(平成25年12月期) | 第89期<br>(平成26年12月期) | 第90期<br>(平成27年12月期) | 第91期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 32,763 | 34,977 | 27,806 | 25,058 |
| 経常利益(百万円) | 8,202 | 8,429 | 4,092 | 3,683 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 5,083 | 5,171 | 2,611 | 2,392 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 194.34 | 197.54 | 99.75 | 91.41 |
| 総資産(百万円) | 60,477 | 58,319 | 56,391 | 57,777 |
| 純資産(百万円) | 40,678 | 41,243 | 42,111 | 43,897 |
| 1株当たり純資産額(円) | 1,551.97 | 1,570.03 | 1,598.47 | 1,662.43 |

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区分 | 第88期<br>(平成25年12月期) | 第89期<br>(平成26年12月期) | 第90期<br>(平成27年12月期) | 第91期<br>(当事業年度)<br>(平成28年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 25,753 | 28,062 | 21,074 | 18,413 |
| 経常利益(百万円) | 7,217 | 7,290 | 3,555 | 3,118 |
| 当期純利益(百万円) | 4,516 | 4,507 | 2,312 | 2,054 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 172.68 | 172.19 | 88.34 | 78.49 |
| 総資産(百万円) | 55,780 | 52,727 | 50,638 | 51,479 |
| 純資産(百万円) | 37,550 | 37,449 | 38,018 | 39,466 |
| 1株当たり純資産額(円) | 1,432.47 | 1,425.10 | 1,442.15 | 1,493.19 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

### ⑸ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 帝商株式会社 | 85百万円 | 100% | 消防ホース・防災機器・防災車輌の販売、設計設備工事ならびに繊維製品の製造販売 |
| キンパイ商事株式会社 | 50 | 100 | 消防ホース・防災機器・防災車輌の販売、設計設備工事ならびに繊維製品の製造販売 |
| テイセン産業株式会社 | 123 | 100 | 重布、布帛、繊維製品の縫製加工販売、保険代理業 |
| 株式会社テイセンテクノ | 30 | 100 | 防災車輌・機器の製造、保守 |

### ⑹ 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

| 事業 | | 主要な製品および事業 |
|---|---|---|
| 防災事業 | ホース | 消防ホース（キンパイホース）<br>消防用ホース・消火栓用ホース・送水用ホース・大口径ホースなど |
| | 防災資機材 | 救助器具・探索機器・警報器具・CBRNE関連機器など |
| | 車輌 | 救助工作車・その他特殊車輌など |
| | 消防被服・防護服 | 防火衣・救助服・防護服など |
| 繊維事業 | 麻製品（糸・生地・二次製品） | 純麻糸・織物（テイセンリネン）<br>麻テトロン混紡糸・織物（リネトロン）・その他混紡糸<br>リネン二次製品など |
| | 特殊機能繊維製品 | 高強力・難燃繊維（アラミド繊維）<br>導電性繊維（エレクティ）など |
| 不動産賃貸事業・その他 | | 大垣・鹿沼ショッピングセンターなどの不動産賃貸事業、その他 |

⑺ **主要な営業所および工場**（平成28年12月31日現在）

当社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都中央区日本橋二丁目１番10号 |
| 鹿沼工場 | 栃木県鹿沼市府所本町197番地 |

子会社

| | |
|---|---|
| 帝商株式会社 | 東京都千代田区神田須田町一丁目16番５号 |
| キンパイ商事株式会社 | 大阪市淀川区西宮原二丁目１番３号 |
| テイセン産業株式会社 | 東京都中央区日本橋小網町18番６号 |
| 株式会社テイセンテクノ | 栃木県鹿沼市府所本町197番地 |

⑻ **使用人の状況**（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使　　用　　人　　数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 285（95）名 | 5名増（3名減） |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使　用　人　数 | 前事業年度末比増減 | 平　均　年　齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 127（67）名 | 4名減（増減なし） | 43歳 | 15年 |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2．会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　97,600,000株

⑵ **発行済株式の総数**　27,121,400株（自己株式942,330株を含む）

⑶ **株　主　数**　13,213名

⑷ **大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,587千株 | 6.06% |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,295 | 4.94 |
| 丸紅株式会社 | 1,200 | 4.58 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,000 | 3.81 |
| ヒューリック株式会社 | 936 | 3.57 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 850 | 3.24 |
| 西松建設株式会社 | 800 | 3.05 |
| 株式会社モリタホールディングス | 790 | 3.01 |
| ビービーエイチ　フイデリテイ　ピユーリタン　フイデリテイ シリーズ　イントリンシツク　オポチユニテイズ　フアンド | 785 | 2.99 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 598 | 2.28 |

（注）1．持株数は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下を、切り捨てて表示しております。

2．当社は自己株式942,330株を保有していますが、上記大株主からは除いております。

3．持株比率は自己株式（942,330株）を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

**当事業年度末日における新株予約権の状況**（平成28年12月31日現在）

| | 第1回新株予約権（株式報酬型） | 第2回新株予約権（株式報酬型） |
|---|---|---|
| 発行決議日 | 平成25年３月28日 | 平成26年３月27日 |
| 新株予約権の数 | 95個 | 88個 |
| 目的となる株式の種類と数 | 当社普通株式　95,000株<br>（新株予約権1個につき1,000株） | 当社普通株式　88,000株<br>（新株予約権1個につき1,000株） |
| 行使期間 | 平成25年４月13日から<br>平成55年４月12日まで | 平成26年４月12日から<br>平成56年４月11日まで |
| 1株当たり払込金額 | 573円 | 1,060円 |
| 1株当たり行使価額 | 1円 | 1円 |
| 役員の保有状況<br>取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　83個<br>目的となる株式の数　83,000株<br>保有者数　7人 | 新株予約権の数　88個<br>目的となる株式の数　88,000株<br>保有者数　7人 |

| | 第3回新株予約権（株式報酬型） | 第4回新株予約権（株式報酬型） |
|---|---|---|
| 発行決議日 | 平成27年３月26日 | 平成28年３月30日 |
| 新株予約権の数 | 91個 | 98個 |
| 目的となる株式の種類と数 | 当社普通株式　91,000株<br>（新株予約権1個につき1,000株） | 当社普通株式　98,000株<br>（新株予約権1個につき1,000株） |
| 行使期間 | 平成27年４月11日から<br>平成57年４月10日まで | 平成28年４月15日から<br>平成58年４月14日まで |
| 1株当たり払込金額 | 1,355円 | 1,146円 |
| 1株当たり行使価額 | 1円 | 1円 |
| 役員の保有状況<br>取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　91個<br>目的となる株式の数　91,000株<br>保有者数　7人 | 新株予約権の数　98個<br>目的となる株式の数　98,000株<br>保有者数　8人 |

（注）　監査役が保有する新株予約権はありません。

## ４．会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 飯田　時章 | 最高経営責任者（ＣＥＯ） |
| 代表取締役社長 | 白岩　強 | 最高執行責任者（ＣＯＯ） |
| 常務取締役 | 長谷川　芳春 | 経営企画全般<br>生産技術部・鹿沼工場担当<br>特命による防災事業営業 |
| 常務取締役 | 香山　学 | 繊維事業全般　繊維営業部長 |
| 常務取締役 | 桝谷　徹 | 防災事業全般　防災統括部長 |
| 取締役 | 小田原　芳樹 | 防災開発部長 |
| 取締役 | 阪田　繁 | 経営企画部長 |
| 取締役 | 濵田　法明 | プロジェクト営業部長 |
| 取締役 | 髙木　裕康 | 東京丸の内法律事務所パートナー |
| 常勤監査役 | 横山　良二 | |
| 監査役 | 西浦　三郎 | ヒューリック株式会社代表取締役会長 |
| 監査役 | 角　秀洋 | ＳＯＭＰＯケアメッセージ株式会社代表取締役会長<br>ＳＯＭＰＯケア株式会社社外取締役 |

（注）１．取締役髙木裕康氏は、社外取締役であります。
２．監査役西浦三郎氏および角秀洋氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役髙木裕康氏および監査役角秀洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社と各社外役員とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### ⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支　給　人　員 | 支　　給　　額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（社　外　取　締　役） | 9名<br>（1名） | 426,355千円<br>（6,000千円） |
| 監　査　役<br>（社　外　監　査　役） | 3名<br>（2名） | 30,000千円<br>（8,200千円） |
| 合　計<br>（社　外　役　員） | 12名<br>（3名） | 456,355千円<br>（14,200千円） |

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成22年３月25日開催の第84期定時株主総会において月額45百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議いただいております。また別枠で、平成25年３月28日開催の第87期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、新株予約権100個（普通株式100,000株）に1個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とするとの決議をいただいております。
3．監査役の報酬限度額は、昭和58年３月30日開催の第57期定時株主総会において月額２百万円以内と決議いただいております。
4．上記報酬等には平成29年３月30日開催の第91期定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額88百万円（取締役分82百万円、監査役分６百万円、うち社外監査役分１百万円）が含まれております。
5．上記報酬等にはストック・オプション報酬額として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額112百万円（取締役分112百万円）が含まれております。

### ⑶ 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役髙木裕康氏は、東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・監査役西浦三郎氏は、ヒューリック株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は自己株式を控除した当社発行済株式の3.57%を保有しております。
・監査役角秀洋氏は、ＳＯＭＰＯケアメッセージ株式会社の代表取締役会長およびＳＯＭＰＯケア株式会社の社外取締役を兼務しております。両社はＳＯＭＰＯホールディングス株式会社の連結子会社であり、その中核である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は自己株式を控除した当社発行済株式の6.06%を保有しております。

② 社外役員の主な活動状況

| | 主な活動状況 |
|---|---|
| 取締役 髙木 裕康 | 当事業年度に開催された取締役会７回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 西浦 三郎 | 当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 角 秀洋 | 当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

## 5．会計監査人の状況

### ⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### ⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 34,650千円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,650千円 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ⑶ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人から提出された監査内容、監査時間などの報酬見積の算出根拠等について、前期の実績評価を踏まえて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

### ⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑸ **会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３カ月

（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

## 6．会社の体制および方針

### ⑴ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

**① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

イ．コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。

ロ．当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）における取締役および使用人を含めた行動規範として「テイセンの企業行動憲章」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を定め、その周知徹底を図る。

ハ．当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」により、当社グループにおける法令および定款等の遵守を統括する。また、内部統制の実施状況を検証するため、業務・品質監理室は「内部監査規程」に基づいて内部監査を行い、その結果をコンプライアンス委員会および監査役会に報告する。

ニ．当社は、通報相談窓口を設け、取締役および使用人の職務執行に係わるコンプライアンス等の遵守を図る。

**② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制**

当社は、取締役の職務執行に係わる情報を文書で保存し、文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規程」等によるものとする。

**③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、「リスク管理規程」のほか有事の対応を定めた諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を確立する。また、当社の各業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、当社のコンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に統括、管理する。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、営業担当取締役を中心に構成される経営会議および取締役会を通じて月次業績のレビューと改善策の実施など、当社グループの各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

**⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ．当社グループ各社の業務の適正を確保するため、当社グループ「企業行動憲章」の、グループ全体への浸透を図る。

ロ．当社は、グループ全体を対象としたリスク管理規程、コンプライアンス規程、職務権限規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程その他の業務の適正化のための規程ならびに内部牽制システム等の整備を行う。

ハ．当社は、「関係会社管理運営規程」にしたがい、当社グループの各社をして、子会社の経営上の重要事項について事前協議または報告をさせるとともに、当社グループ各社を含めた役員・部長連絡会を定期的に開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努める。

**⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

イ．当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

ロ．監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には、当該他の部署の業務に対して監査役の指揮命令を優先させる。

ハ．上記⑥イ.に基づき配置された使用人の任命、評価・異動等については、監査役会の意見を尊重する。

**⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

イ．当社グループの取締役、監査役（当社子会社の監査役に限る）および使用人は、当社の監査役に下記の事項につき報告することとする。

（ア）コンプライアンスに反する事項

（イ）各部門の業務執行ならびに経営状況に係わる重要な事項

（ウ）当社グループの経営・業績に著しい影響を及ぼす重要な事項

（エ）内部監査の状況およびリスク管理に関する状況

ロ．当社は、当社自らまたは当社子会社をして、前項に基づく報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止させるものとし、かかる取り扱いを周知徹底させる。

**⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ．当社の監査役は必要に応じ、独自に顧問弁護士を委嘱し、また、より専門性の高い事項については、専門家から助言を受ける機会を保障されるものとし、その費用を会社に求めることができる。

ロ．業務・品質監理室内部監査グループは監査役との連携を保ち、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

**⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

**⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行うものとする。

**⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

上記⑴の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況につきましては、継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告の上、必要に応じて審議を経ております。また、かかる調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

コンプライアンス体制につきましては、毎月、社内の各部署およびグループ各社に対してその運用状況について本社経営企画部あてに報告を求め、本社経営企画部がその結果を２カ月に１度開催される「コンプライアンス委員会」で報告・審議するなど、その運用の適正化を図るとともに、「内部統制委員会」を中心に、内部統制の適正な運用と財務報告の信頼性確保に向けての諸施策を推進しております。また、法令・定款の遵守、企業倫理の確立と経営の健全化に向けて、都度、各種社内規程の改定を行っているほか、法令および社内ルールの遵守を求めた「テイセンの企業行動憲章」や「コンプライアンスマニュアル」を活用した社内セミナーの開催など、コンプライアンス意識の徹底・浸透にも努めております。

想定される事業上のリスクとその対応につきましては、「リスク管理規程」に基づき、毎月、本社経営企画部が中心となって各種のリスク関連情報を収集し、２カ月に１度開催される「リスク管理委員会」で報告・検討するなど、迅速かつ的確な対応に努めております。

### ⑶ 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、また、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであると考えておりますが、十分な時間や情報を提供せずに株主共同の利益を毀損するもの等の当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に上記決定を支配する者として適当ではないと判断します。

Ⅱ　基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時から受け継がれた「社会の安全と生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、戦前は製麻事業を中心に広く国家的貢献を果たし、また、近時は総合防災事業とリネン事業という２つの価値ある事業を通じて、１世紀以上に亘り、社会・国民の安心・安全と良質な生活文化の向上に貢献してまいりました。

当社は、これらの事業活動を通じて、「一味ちがった優れた企業」「発展し成長を続ける企業」「社会や公共に大きく貢献する企業」の実現を目指しており、企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題として認識しております。

平成26年度からスタートした第三次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2016」では、

「大規模災害への備えは社会の急務　我々はその事業をもって
役割を完遂しよう！」を目標に、

１．大規模災害への十全な対応を用意する
２．基幹産業分野に確固たる営業基盤を確立する
３．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
４．当社事業の基盤である足元の事業を固め、更に磨きあげる

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

東日本大震災以降、当社を取り巻く事業環境が大きく変化し、防災を巡る考え方も大きく変わってきています。時代の急務である、大規模自然災害や大規模産業災害、テロなど特殊災害への備えに向けて、当社の社会的使命も益々重くなっていることから、当社はその事業をもって、社会的役割・責任を果たすことで社会に貢献してまいります。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

以上の基本方針に照らしそのような不適切な者によって当社の方針決定が支配されることを防止すべく、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すること等を目的として、当社は、平成23年３月30日開催の第85期定時株主総会においてその導入について承認いただき、その後、平成26年３月27日開催の第88期定時株主総会において継続承認をいただき、当社株式の大規模買付行為（議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を定め、また、本対応方針の運用に関わり、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールの内容は、大規模買付者による必要かつ十分な情報（大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的、買付後の経営方針等の情報であり、株主の皆様の判断に必要と認める場合に公表することがあります。）提供に基づき、また、社外監査役等により構成される当社から独立した特別委員会の勧告を踏まえて、当社取締役会が大規模買付行為を評価検討するというものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、かつ、当社の企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な場合や、大規模買付ルールは遵守されるものの、当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合（大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである場合等）には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社新株予約権の無償割当て（効果を勘案して行使期間や行使条件、取得条項を設けることがあります。）を含む相当な対抗措置を発動することがあり、発動を決定した場合には、対抗措置を講ずるほか、適用ある法令・金融商品取引所規則等に従い適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針は、平成29年３月開催予定の定時株主総会の終結の時又は当社の定時株主総会若しくは取締役会において廃止する旨の決議が行われる時まで有効とし、今後の本対応方針の継続についても、同様に、定時株主総会の承認を得ることとしております。

Ⅳ　対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

①本対応方針が、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、②当社の大規模買付行為に対する対抗措置が、特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されていること、③大規模買付ルールの制定及び継続について、株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいていること等から、対抗措置は、基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものでもなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

なお、以上の詳細につきましては当社ウェブサイト（株主・投資家情報の「IRニュース一覧（2014年２月14日付け掲載）」）をご参照ください。

（注）本対応方針は、平成29年３月30日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成29年２月13日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、当社ウェブサイト（株主・投資家情報の「IRニュース一覧（2017年２月13日付け掲載）」）をご参照ください。

# 連結貸借対照表

平成28年12月31日現在

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **33,865,165** | **流動負債** | **6,210,066** |
| 現金及び預金 | 8,236,560 | 支払手形及び買掛金 | 4,864,431 |
| 受取手形及び売掛金 | 9,764,291 | 長期借入金（返済1年以内） | 78,600 |
| 有価証券 | 9,999,988 | 未払法人税等 | 640,084 |
| 商品及び製品 | 3,982,150 | 役員賞与引当金 | 88,000 |
| 仕掛品 | 1,040,148 | その他 | 538,950 |
| 原材料及び貯蔵品 | 524,631 | **固定負債** | **7,670,069** |
| 繰延税金資産 | 140,839 | 預り保証金 | 861,827 |
| その他 | 177,518 | 繰延税金負債 | 6,074,176 |
| 貸倒引当金 | △962 | 退職給付に係る負債 | 109,104 |
| **固定資産** | **23,912,271** | 資産除去債務 | 119,528 |
| **（有形固定資産）** | **（3,042,236）** | 長期未払金 | 328,830 |
| 建物及び構築物 | 1,764,328 | その他 | 176,602 |
| 機械装置及び運搬具 | 302,351 | **負債合計** | **13,880,136** |
| 工具器具及び備品 | 193,750 | 純資産の部 | |
| 土地 | 261,480 | **株主資本** | **29,776,584** |
| 建設仮勘定 | 520,325 | 資本金 | 1,387,098 |
| **（無形固定資産）** | **（38,585）** | 資本剰余金 | 761,469 |
| **（投資その他の資産）** | **（20,831,449）** | 利益剰余金 | 28,002,651 |
| 投資有価証券 | 20,429,576 | 自己株式 | △374,633 |
| 繰延税金資産 | 34,751 | **その他の包括利益累計額** | **13,744,264** |
| その他 | 370,281 | その他有価証券評価差額金 | 13,711,929 |
| 貸倒引当金 | △3,159 | 繰延ヘッジ損益 | 32,335 |
| | | **新株予約権** | **376,452** |
| | | **純資産合計** | **43,897,300** |
| **資産合計** | **57,777,437** | **負債及び純資産合計** | **57,777,437** |

# 連結損益計算書

自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日

（単位：千円）

| 科目 | 金額 内訳 | 金額 合計 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **25,058,540** |
| **売上原価** | | **17,748,002** |
| **売上総利益** | | **7,310,538** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,972,911** |
| **営業利益** | | **3,337,627** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 3,444 | |
| 受取配当金 | 360,056 | |
| 持分法による投資利益 | 525 | |
| その他 | 19,390 | 383,415 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3,391 | |
| 為替差損 | 9,378 | |
| 租税公課 | 12,250 | |
| 減価償却費 | 9,566 | |
| その他 | 2,468 | 37,055 |
| **経常利益** | | **3,683,987** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 146 | 146 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産処分損 | 22,030 | 22,030 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **3,662,104** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,362,428 |
| 法人税等調整額 | | △93,322 |
| **当期純利益** | | **2,392,997** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **2,392,997** |

# 連結株主資本等変動計算書

自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,387,098 | 761,469 | 26,395,036 | △374,113 | 28,169,489 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △785,382 | | △785,382 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,392,997 | | 2,392,997 |
| 自己株式の取得 | | | | △520 | △520 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 1,607,614 | △520 | 1,607,094 |
| 当期末残高 | 1,387,098 | 761,469 | 28,002,651 | △374,633 | 29,776,584 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 13,706,346 | △28,723 | 13,677,623 | 264,144 | 42,111,257 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △785,382 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 2,392,997 |
| 自己株式の取得 | | | | | △520 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 5,582 | 61,058 | 66,640 | 112,308 | 178,948 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 5,582 | 61,058 | 66,640 | 112,308 | 1,786,043 |
| 当期末残高 | 13,711,929 | 32,335 | 13,744,264 | 376,452 | 43,897,300 |

# 貸借対照表

平成28年12月31日現在

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **27,289,686** | **流動負債** | **4,490,538** |
| 現金及び預金 | 4,205,763 | 支払手形 | 1,227,366 |
| 受取手形 | 1,507,393 | 買掛金 | 2,188,834 |
| 売掛金 | 6,234,617 | 長期借入金（返済1年以内） | 78,600 |
| 有価証券 | 9,999,988 | 未払金 | 142,689 |
| 商品及び製品 | 3,844,974 | 未払費用 | 42,667 |
| 仕掛品 | 798,848 | 未払法人税等 | 473,776 |
| 原材料及び貯蔵品 | 436,023 | 前受金 | 30,351 |
| 前渡金 | 30,837 | 預り金 | 89,860 |
| 前払費用 | 37,439 | 役員賞与引当金 | 88,000 |
| 繰延税金資産 | 100,373 | その他の流動負債 | 128,393 |
| その他の流動資産 | 93,427 | **固定負債** | **7,521,789** |
| **固定資産** | **24,189,366** | 預り保証金 | 837,033 |
| **（有形固定資産）** | **（3,186,702）** | 繰延税金負債 | 6,065,984 |
| 建物 | 1,564,600 | 退職給付引当金 | 11,764 |
| 構築物 | 142,699 | 資産除去債務 | 101,574 |
| 機械及び装置 | 188,478 | 長期未払金 | 328,830 |
| 車両運搬具 | 86,719 | その他の固定負債 | 176,602 |
| 工具器具備品 | 170,836 | **負債合計** | **12,012,327** |
| 土地 | 514,741 | 純資産の部 | |
| 建設仮勘定 | 518,625 | **株主資本** | **25,347,478** |
| **（無形固定資産）** | **（33,050）** | 資本金 | 1,387,098 |
| **（投資その他の資産）** | **（20,969,613）** | 資本剰余金 | 761,469 |
| 投資有価証券 | 20,318,872 | 資本準備金 | 759,678 |
| 関係会社株式 | 352,785 | その他資本剰余金 | 1,791 |
| その他の投資 | 297,955 | 利益剰余金 | 23,573,544 |
| | | 利益準備金 | 180,000 |
| | | その他利益剰余金 | 23,393,544 |
| | | 配当引当積立金 | 120,000 |
| | | 圧縮記帳積立金 | 271,502 |
| | | 別途積立金 | 4,830,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 18,172,042 |
| | | 自己株式 | △374,633 |
| | | **評価・換算差額等** | **13,742,795** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 13,710,460 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 32,335 |
| | | **新株予約権** | **376,452** |
| | | **純資産合計** | **39,466,725** |
| **資産合計** | **51,479,053** | **負債及び純資産合計** | **51,479,053** |

# 損　益　計　算　書

自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 内訳 | 合計 |
| **売上高** | | **18,413,153** |
| **売上原価** | | **12,951,275** |
| **売上総利益** | | **5,461,877** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,751,057** |
| **営業利益** | | **2,710,820** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 429,370 | |
| 雑収入 | 15,087 | 444,457 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3,350 | |
| 為替差損 | 9,378 | |
| 租税公課 | 12,250 | |
| 減価償却費 | 9,566 | |
| 雑支出 | 2,360 | 36,905 |
| **経常利益** | | **3,118,373** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産処分損 | 21,793 | 21,793 |
| **税引前当期純利益** | | **3,096,580** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,098,026 |
| 法人税等調整額 | | △56,254 |
| **当期純利益** | | **2,054,808** |

# 株主資本等変動計算書

自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | | 配当引当積立金 | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 1,387,098 | 759,678 | 1,791 | 761,469 | 180,000 | 120,000 | 281,238 | 4,830,000 | 16,892,880 | 22,304,118 | △374,113 | 24,078,572 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △785,382 | △785,382 | | △785,382 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し | | | | | | | △16,041 | | 16,041 | － | | － |
| 税率変更による積立金の調整額 | | | | | | | 6,305 | | △6,305 | － | | － |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 2,054,808 | 2,054,808 | | 2,054,808 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | | △520 | △520 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | | | | |
| 当事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △9,735 | － | 1,279,161 | 1,269,425 | △520 | 1,268,905 |
| 当期末残高 | 1,387,098 | 759,678 | 1,791 | 761,469 | 180,000 | 120,000 | 271,502 | 4,830,000 | 18,172,042 | 23,573,544 | △374,633 | 25,347,478 |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 13,704,750 | △28,723 | 13,676,026 | 264,144 | 38,018,743 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △785,382 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し | | | | | － |
| 税率変更による積立金の調整額 | | | | | － |
| 当期純利益 | | | | | 2,054,808 |
| 自己株式の取得 | | | | | △520 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 5,710 | 61,058 | 66,768 | 112,308 | 179,076 |
| 当事業年度中の変動額合計 | 5,710 | 61,058 | 66,768 | 112,308 | 1,447,981 |
| 当期末残高 | 13,710,460 | 32,335 | 13,742,795 | 376,452 | 39,466,725 |

**連結計算書類に係る会計監査報告**

# 独立監査人の監査報告書

平成29年２月10日

帝国繊維株式会社
取　締　役　会　　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　日　高　真理子　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　千　足　幸　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、帝国繊維株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**計算書類に係る会計監査報告**

# 独立監査人の監査報告書

平成29年２月10日

帝国繊維株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 日　高　真理子 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 千　足　幸　男 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、帝国繊維株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**監査役会の監査報告**

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月13日

帝国繊維株式会社　監査役会

常勤監査役　　横山良二 ㊞

社外監査役　　西浦三郎 ㊞

社外監査役　　角　秀洋 ㊞

以　上

## メモ欄

# 定時株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲　ＲＯＯＭ１・２・３
電話　03－3548－3770

**近隣には「ベルサール東京日本橋」もございますので、**
**ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。**




■　最寄駅　JR東京駅　八重洲北口より徒歩５分
東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅　Ａ７出口直結

（ご注意）
※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。